

平成 26 年 10 月 28 日

経済産業省商務情報政策局情報経済課
個人情報保護担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を
対象とするガイドライン」の改正案に対する意見について

平成 26 年 9 月 26 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見

項番	該当箇所	意見	理由
1	2-2-2 個人情報の取得関係（法第 17 条～第 18 条関連） （1）適正取得（法第 17 条関連）	<p>「実際に個人情報を取得する際には、その都度、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面を点検する等により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい」を削除いただきたい。</p>	<p>法の遵守は提供元がなすべきであるのが当然であることから、受領者側に特段の対応を求めることは、基本的には抑制的であるべきところ、仮に、受領者側の対応として、「提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続き、問い合わせ・苦情の受付窓口をホームページに明記していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定すること」が「望ましい」とされとしても、都度、取得の経緯を示す契約書等の書面の提出を提供元に要求し、かつそれを点検するのは、受領側にとっての負担が過大であると考えられる。</p>
2	2-2-3-2 安全管理措置（法第 20 条関連） 【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項の例】 （1）取得・入力②手続の明確化と手続に従った実施	<p>「スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限し、媒体及び機器の更新に対応する」と記載されているが、「スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限し、継続的に実効性を確保すること」と記載する方がより適切ではないか。</p>	<p>左記の記載を挿入する主旨は、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限することにあると考えられる。この主旨を踏まえると、「媒体及び機器の更新に対応する」だけでなく、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限することについて「継続的に実効性を確保すること」がより重要なことと考えられることから、左記のとおり修正した方が、主旨が明確になる。</p>

項番	該当箇所	意見	理由
3	2-2-3-2 安全管理措置 人的安全管理措置	「人的安全管理措置とは、従業者（「個人情報取扱事業者の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、…（中略）…業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいう」とあるが、「間接」を削除するなどして「事業者の業務に従事している者」には、委託先（含む再委託先以降）社員が含まれないことを明示的にしていただきたい。	委託先社員に対し、委託元は直接の指揮命令はできない（偽装請負となる）ため、委託先社員の教育等は、委託先において実施し、委託元は委託先の実施事項に関する報告を受け確認する位置付けにあるため。
4	2-2-3-2 安全管理措置 物理的安全管理措置	「盗難等の防止」を実践するために講じることが望まれる手法の例示として「カメラによる撮影や作業への立ち会い等による記録又はモニタリングの実施」とあるが、それら記録またはモニタリングが必要な個人情報の取扱の水準を示していただきたい。	業務上個人情報を取り扱う場面が多い中、当該個人情報の内容や頻度等を勘案せず、一律記録またはモニタリングを実施する運営は実務上極めて困難であるため。
5	2-2-3-4 委託先の監督（法第 22 条関連）	「優越的地位にある者が委託元の場合、委託元は、…（中略）…委託先に不当な負担を課すことがあつてはならない」と記載されているが、「委託先に不当な負担を課すことになる」具体的な判断基準を例示していただきたい。	委託先の監督に当たっては、「委託先から事前報告又は承認を求める」ことや、「定期的に監査を実施すること」、「安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合」に損害賠償を求めることがガイドライン案に記載されているが、どの程度であれば、「委託先に不当な負担を課すこと」にならないのか、その具体的な判断基準が必要である。

項番	該当箇所	意見	理由
6	2-2-3-4. 委託先の監督（法第 22 条 関連）	<p>優越的地位にある委託元が「委託先との責任分担を無視して本人からの損害賠償請求に係る責務を一方的に委託先に課すことがあってはならない」とある。</p> <p>一方で、安全管理措置に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項を含む契約内容が遵守されなかった場合の措置を契約に盛り込むことが望ましいともある。</p> <p>委託先での安全管理措置の非遵守にもとづく損賠賠償請求は上記の優越的地位の濫用に該当しないこと、ならびに損害賠償に関する事項の契約への盛り込みは中小企業者への一定の配慮を特段必要としないことを念のため確認したい。</p>	<p>相反する記述内容になっているようにも思われるため。</p>
7	2-2-3-4 委託先の監督 ①委託先の選定	<p>「委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、…（中略）…実地検査等を行った上で、個人情報保護管理者（CPO）等が、適切に評価することが望ましい」とあるが、CPOの評価のレベル感、および実地検査を必要と判断するレベル感について、その水準感を示していただきたい。</p>	<p>「CPOは原則として役員を任命」となっているが、実務上CPOが各委託先の社内体制や規程等の個別確認を直接実施することは極めて困難。</p> <p>また、実地検査について、事故等重要事象が発生せず、業務が適正に遂行されていれば、実施不要と考えているが、「必要に応じて」のレベル感との齟齬がないか、確認したい。</p>

項番	該当箇所	意見	理由
8	2-2-3-4 委託先の監督 ③委託先における個人データ取扱状況の把握	「定期的に（少なくとも年1回）、監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者（CPO）等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい」とあるが、この「監査」は、「評価」、「チェック」等に置き換えていただきたい。	「監査」には、委託業務を直接所管する部署とは異なる第三者との意味合いが含まれていると考えられるが、個人データを取扱う委託先の状況を全て監査部門が監査をするのは実務上極めて困難である。業務内容を把握する所管部署が確認するのが最善であると考えられるため。
9	2-2-3-4.委託先の監督（法第22条関連）	「個人情報保護管理者（CPO）等」には、個人情報保護管理者が権限委譲した者も含まれると理解してよいかを念のため確認したい。	
10	2-2-3-4 委託先の監督 ③委託先における個人データ取扱状況の把握	「委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、…（中略）…及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい」とあるが、「十分に確認する」レベルについて、水準感を示していただきたい。	委託元と再委託先（再々委託先以降も含む）とは、直接の契約関係にないため、委託先を通じた確認が一般的である。 委託元が、委託先に対し求め、かつ検証する「安全管理措置等に関する対応状況」と同レベルの検証を再委託先以降に対し実施するのは非効率であり、委託先が同レベルの検証をしていることを宣誓するレベルでよいのかどうか、確認したい。
11	2-2-3-4. 委託先の監督 ③委託先における個人データ取扱状況の把握	「委託先が再委託を行おうとする場合は、…（中略）…委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本	①左記を実現するためには、一次委託先との契約内に再委託は再委託先に対して委託元が直接監査を行うことを了承するとの条項を織り込む必要がある。しかしながら、現状の努力規定の状態では委託

項番	該当箇所	意見	理由
		<p>条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする」について、①金融庁ガイドラインにて義務規程として明記されている銀行の委託先への監査権のように努力規程ではなく義務規程とする予定はないのか確認させていただきたい。また、②直接監査を実施する「必要に応じて」の状況・内容について例示等で明確化することを検討していただきたい。</p>	<p>先が同条項を織り込むことを拒否する可能性がある。</p> <p>②上記①のとおり現状の努力規定の状況では全委託先に対して再委託以降先への直接監査を認めさせることは実務上困難な状況にあり、必要な先に絞り込んで直接監査を求めることが現実的な対応として必要となってくると考えている。その絞込みを実施する上でも「必要に応じて」の内容を具体的に確認させていただきたい。</p>
1 2	<p>2-2-3-4 委託先の監督</p> <p>【個人データの取扱を委託する場合に盛り込むことが望まれる事項】</p>	<p>「委託先において、個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の従業者以外の者を含む）の氏名又は役職等（なお、委託の実態に応じて、例えば、契約書とは別に、個人データを取り扱う者のリスト等により、個人データを取り扱う者を把握するなど、適切な対応を行うことが望ましい。）」とあるが、本記載は削除のうえ、カッコ内の内容を「③委託先における個人データ取扱状況の把握」に記載個所を移していただきたい。</p>	<p>データ取扱者の把握に係る対応は、監査法人との委託契約書等では、多数いるスタッフの中から、今回の監査業務に従事するスタッフを明示するケースがあるが、これはレアケースであり、実務的には、カッコ内のなお書きの対応が一般的と思われる。</p> <p>一般的な取扱いのみを記載すべきと考える。</p>

項番	該当箇所	意見	理由
1 3	2-2-3-4. 委託先の監督（法第22条関連） ③ 委託先における個人データ取扱状況の把握	<p>「委託先において、個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の従業者以外の者を含む）の氏名又は役職等（なお、委託の実態に応じて、例えば、契約書とは別に、個人データを取り扱う者のリスト等により、個人データを取り扱う者を把握するなど、適切な対応を行うことが望ましい。）」にある①委託先での個別の社員の状況を把握することが請負業務の適正な運営の観点*で問題とならないことを確認させていただきたい。</p> <p>（*労働省告示第37号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」）</p> <p>②また、「把握」の頻度について明確化していただきたい。実務上の負荷を考慮すれば、1年毎程度の頻度での確認でも差し支えないのか確認したい。</p>	<p>委託先における個人データ取扱者を把握する重要性は認識するが、継続的な取引では、委託先内での異動等が頻繁にあり、その変更を都度確認することは委託元・委託先ともに実務上の負荷が極めて大きい。</p>
1 4	2-2-3-2 安全管理措置 2-2-3-4 委託先の監督	<p>「自ら又は委託先の事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい」とされているが、以下のような要素は判断にどの程度加味されると考えればよいか。</p> <p>①具体的な管理上の差異を設定する基準や</p>	<p>①については、一定の水準が示されず、それぞれのリスク判断にもとづいた運営がなされた場合、過度な規制を負うリスクやリスク判断を甘く見積もった結果、個人情報取扱いに関するリスクが高まる可能性があり、一定の目線は必要と考えられる。このため、例示等で明確化することを検討していただ</p>

項番	該当箇所	意見	理由
		<p>措置の内容</p> <p>②委託先が「士業」であること</p> <p>また、個人データ管理の重要性に鑑みて企業規模に応じた管理上の差異を設定しないという取扱いとした場合に特段の問題がないかを確認したい。</p>	<p>きたい。</p> <p>②については、「士業」の業法上、もしくは当該「士業」の協会や連合会などの倫理規程で既に規制を受けていることを勘案し、それら以外の委託先と比して管理要件を緩和するなど、漏えい等のリスク発生日合いに応じた柔軟な運営がなされるべきであるとする。</p>

以 上